



令和7年2月号

中央西地域包括支援センターだより

今月のテーマは【高齢者虐待防止】です。

高齢者虐待とは、高齢者の基本的人権を侵害し、心身に深い傷を負わせる行為をいいます。
高齢者の人権を守り、家族も安心して生活できる社会を目指していきましょう。

《高齢者虐待には次のような種類があります》

身体的虐待

殴る・蹴る・物を投げつける・身体を拘束する
無理やり食べ物などを口に入れる など

心理的虐待

怒鳴る・バカにする・無視する・恥をかかせる
子ども扱いする など

性的虐待

トイレの失敗の懲罰として下半身を裸にして放置する
介護しやすいように下着姿のまま放置する など

経済的虐待

本人の許可なく貯金を使う・自宅や車を無断で売却する
日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない など

ネグレクト (介護・世話の 放棄・放任)

劣悪な住環境の中で生活させる・オムツを替えない
介護サービスを利用させない・医療機関を受診させない
ご飯を食べさせない など

〇虐待が起こる原因

- ・適切な介護の方法が分からない・認知症への対応方法がわからない
- ・家族・地域からの孤立・介護者の精神状態が安定していない
- ・介護疲れ、介護ストレス など

どこの家庭でも起こる可能性がある身近な問題です。

虐待をしている人、虐待を受けている人にも自覚があるとは限りません。

また、虐待は「虐待をする人が悪い人だから」起こる訳ではありません。

【裏面あり】

・介護者

イライラして手を上げそうになってしまう
介護が負担で疲れてしまった など

☆介護の悩みや負担を一人で抱え込まない事が大切です。



・地域住民

怒鳴り声が聞こえる
近所付き合いも無く訪問しても
高齢者に会えない など



☆日頃から声をかけたり見守っていただくことで、早期発見・深刻化防止に繋がります。

《おかしいなと感じたり心配な事があればご相談下さい》

高齢者虐待防止法では、虐待されている高齢者の生命や安全、権利を守ることだけでなく、虐待をしてしまう養護者を支援することも掲げています。

相談通報は、虐待をしてしまう辛い状態にある養護者を助けることに繋がります。



相談・通報は匿名で大丈夫です。
通報者の情報は固く守られます。

《相談窓口》

高齢福祉課福祉担当 ☎34-3061
西部福祉課 ☎92-3002
河西部地域包括支援センター ☎48-6361



＜認知症思いやり相談会のお知らせ＞

認知症を専門とする医師に無料で相談することができます。
予約は相談日の2週間前までにお願いします。（先着順）

【日時】令和7年 3月14日（金） 午後1時30分～午後4時30分
【場所】市役所本庁舎北別棟1階 高齢福祉課 相談室1
【予約・問い合わせ先】高齢福祉課福祉担当 ☎ 34-3237

または、お近くの地域包括支援センターまで

